

応用研修の受講資格

以下の要件のいずれかに該当する方が受講できます。

- ①個別労働紛争解決研修（基礎研修）修了者
- ②社会保険労務士
- ③弁護士
- ④都道府県労働委員会等の委員又は職員で個別労働紛争解決業務等に従事している・していた方
- ⑤東京労働大学講座（専門講座）労働法コースの修了者
- ⑥東京労働大学講座（総合講座） i）労働法部門を受講した方又は一括受講した方で、
かつ、 ii）労働法の試験に合格し修了証書を授与された方